

本講習会は、医療法に基づく『医療用ガス供給設備の保守点検業務の受託事業者』で、一般財団法人医療関連サービス振興会のサービスマークの認定を受けようとする事業者の従事者を主な対象として開催するものです。

# 令和5年度 医療ガス安全管理者 講習会(3日コース)

## eラーニング



= 医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修 =

ご存知ですか？厚生労働省通知「医療ガスの安全管理について」

(令和2年8月17日付け医政発0817第6号厚生労働省医政局長通知)

「JIS T 7101：2020 医療ガス設備」が改正されたことを踏まえ、新たなJISに  
あわせた用語の変更等を行った新通知で、令和3年12月16日に一部改正されております。

主催 公益財団法人 医療機器センター  
協力 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会  
後援 厚生労働省（依頼中）

本講習会は、医療法に基づく『医療用ガス供給設備の保守点検業務の受託事業者』で、一般財団法人医療関連サービス振興会のサービスマークの認定を受けようとする事業者の従事者を主な対象として開催するものです。（国土交通省「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」においても、医療ガス設備工事を施工管理する主任技術者の資格は、本講習会を受講している者であることを要件としております。）

講義では、上記の通知の解説をはじめ、医療ガスに関連する法令や、医療ガス設備・機器と保守の注意点、ヒヤリ・ハット事例の紹介、また、実機材を用いた映像で、“LGC・二酸化炭素マニフォールド、遮断弁および配管端末器の実機材を用いた使用法と保守点検方法”の説明を行うとともに、“医療用ガス供給設備の保守点検業務”の受託責任者として必要な知識や役割等についても勉強していただくこととしております。

eラーニング開講期間	受講料	申込締切
A日程：令和5年 9月1日(金)～令和5年 9月30日(土) B日程：令和5年10月1日(日)～令和5年10月31日(火) C日程：令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木) ※各日程の違いは受講期間の違いのみです。	60,000円 (税込)	9月29日(金)

- ・ eラーニング受講およびお申込みにはインターネット環境、メールアドレスが必要です。
- ・ 全ての講義を受講後に理解度を確認するテストがあります。
- ・ 修了証書は、全ての講義（テストを含む）を受講完了後に発行いたします。

### 【受講対象者等】

医療用ガス供給設備についての保守点検に関わる業務に3年以上<sup>注</sup>従事した者であり、次のいずれかに該当すること。

1. 一般財団法人医療関連サービス振興会のサービスマーク認定を受けようとする事業者の従事者
2. 国土交通省「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」で定める、医療ガス設備工事を施工管理する事業者の従事者

<sup>注</sup> 業務経験が1年以上で3年に満たない場合でも本講習会を受講することが出来ます。

※医療ガス等について高度な知識の習得を目指す方は、医療用ガス供給設備についての保守点検に関わる業務の従事期間に関わらず受講が可能です。（\*受講後は有効期間の記載のない修了証書を交付いたします。）

病院等から医療ガス設備の保守点検業務の委託を受ける者は「従事者に対して適切な研修を実施していること」と定められており、本講習会はその『適切な研修』に該当します！

「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号 第7 1 (2)）

eラーニングは、インターネットに接続されたパソコン等（動画再生・音声出力ができること）さえあれば、自宅や職場などいつでもどこでも、自分のペースで自由に学習できます。また、開講期間内であれば繰り返し受講が可能ですので、理解できるまで反復学習ができます。

\* お申し込み及び受講に関する問い合わせ先 \* 問合せ受付時間 午前10時～12時 午後1時～5時

公益財団法人 医療機器センター 研修事業部  
〒113-0033 東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル2F  
TEL 03-3813-8157

詳細はホームページで

